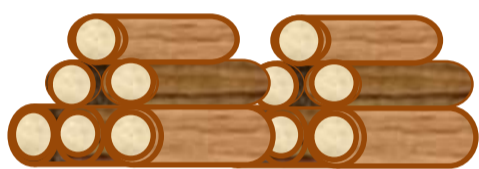


益田市森林資源活用事業



森の守り人拡大育成
プロジェクト

マニュアル
(令和8年度版)



出荷登録〔方法/条件〕について

〔条件〕

- ①(個人) 益田市民または市内に山林を所有している方。
(団体) 益田市民または市内に山林を所有している方が代表者の団体(会社組織以外)。
- ②出荷する間伐材及び林地残材は、益田市内の山林で伐採した木材に限ります。
- ③市が開催する安全技術研修会を2年に1回以上必ず受講ください。(新規2日間、更新時1日間以上)
 - ・林業事業体で3年以上伐採経験がある方は受講を免除します。(現役の方限定。初年度登録時のみ)
 - ・認定事業主登録事業体及び島根林業魅力向上プログラム登録事業体に現役で雇用されている方で、3年以上伐採経験のある方は受講を免除します。但し、登録事業体からの就業証明書(任意)を必ず提出してください。(登録時、年度更新時)
- ④伐採するときは、事前に山林の「伐採届」を提出してください。(裏面の「よくある質問」参照)

〔登録について〕

「登録申請書」に必要事項を記入し、次の書類を添付して下さい。

- ①「運転免許証・車検証」(写し)
- ②対象山林の地番、面積、地目がわかるもの
(4月に税務課から送付される課税明細のコピーが最適です。)
- ③山林の位置がわかる図面
(無い場合は森林計画図で代用しますので農林水産課に申し出てください。)

※対象山林を変更する場合は、変更申請書と添付資料を併せて提出ください。

〔登録証の発行〕

登録申請書が承認された後、速やかに「登録証」を郵送します。

★申請書の提出先・お問合せ先★

市役所農林水産課 匹見林業振興室(匹見町匹見イ1260) 電話:0856-56-0305
市役所農林水産課 林業水産係 電話:0856-31-0313

【注意事項】著しく不信を招く行為があった場合は、登録を抹消します。

出荷方法について

- 〔樹種〕スギ、ヒノキ等の針葉樹及び広葉樹
(ウルシ、ハゼ等は除く)
- 〔規格〕①一年以内に伐採した木(根っこ、腐食材は除く)
②長さ80cm、160cm、320cm
③末口直径6cm以上
④枝払いしたもの(ツノや枝葉がないこと)
- 〔出荷先〕[木の駅]ひきみ 森の宝 山直市場
- 〔計量方法〕車載計量(荷下ろし前・後の2回計量)
※受入車両は2トン車までに限ります。
- 〔日時〕平日と土曜日、日曜日の出荷日もあります。
時間帯はいずれも朝9時~夕方4時30分まで
※詳しくは出荷スケジュール表参照
※悪天候等により受入中止の場合があります。
- 〔計量伝票〕随時交付
※計量後、お渡しします。

【注意事項】

道路交通法を遵守しましょう。
過積載、はみ出し積載にご注意ください。

森もり券(地域通貨券) 交付について

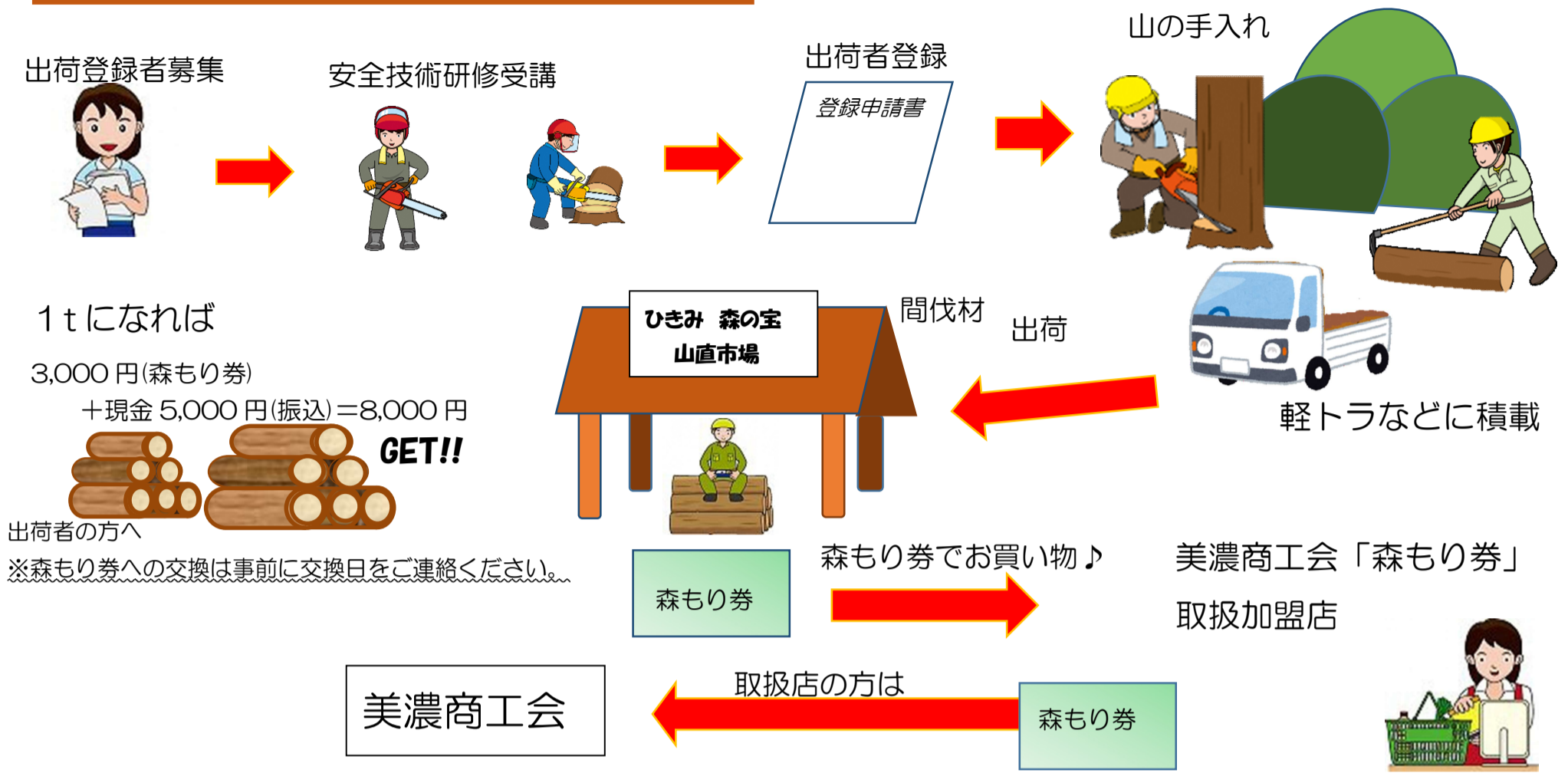
- 〔交換数量〕山直市場で受け取られた計量伝票の合計が1t以上
- 〔交換方法〕①地域通貨券交換申請書を記入し、
計量伝票を併せて提出してください。
②1tあたり森もり券(3,000円分)+現金5,000円
森もり券はその場でお渡し
現金5,000円は、後日口座振込
- 〔交換場所〕[木の駅]ひきみ 森の宝 山直市場
- 〔地域通貨券〕①事前に交換日をご連絡ください。
②森もり券1枚あたり500もり(500円分)
③発行日は交換時に押印します。
有効期限は発行日より6カ月です。
④有効期限を過ぎますと使用できません。
⑤おつりは出ませんが、現金を足して使うことができます。
⑥美濃商工会「森もり券」取扱加盟店で使用できます。

【加盟店一覧は裏面に記載してありますので

ご確認ください】



森の守り人拡大育成プロジェクトイメージ図



地域通貨券「森もり券」取扱加盟店一覧

美都地域

東仙道地区	山本地区
(株)グリーンひだまり	ジュン美容室
ローソンポプラ美都仙道店	但馬屋酒店
(株)ノハラ(仙道アポロ)	キムチ工房りはら
野地製菓	おたふく
ドッグラン遊	サッカー&テニスショップ ヨセフ(乙吉町)
都茂地区	二川地区
理容テラド	道の駅サンエイト美都
(株)みと	民宿 山彦
みと薬局	美都温泉 湯元館
常磐屋	美都温泉 あったか市
でんきのエース	美都温泉 ゆずのき
武	篠原理容
(株)ノハラ(ミトモーターズ)	河上木造建築
あやとり	双川
みと自然の森	

匹見地域

匹見上地区	匹見上地区
工房 吉昭	匹見タウンホール「大将」
JAめいぷる	(同)グリーンファクトリー匹見
JA匹見給油所	匹見峡温泉やすらぎの湯
マルマ食品	匹見峡レストパーク
桧谷商店	(株)大久保林業
森本商店	NPO 法人 G.I.F.T in nature
美容室 八重	道川地区
ねむの木	日出来屋酒店
新光プロパン瓦斯(株)匹見販売所	

よくある質問

Q 間伐の前または後に何か届出をするのですか？

A 「伐採及び伐採後の造林の届出書」が必要です。

出荷対象のスギ、ヒノキは各種事業による造林である上に、保安林に指定されている山林もあります。どの場合でも、森林法に定める届け出が必要となります。次のフローチャートで様式と届出時期を確認してください。

	森林経営計画外		
	森林経営計画内		保安林
届出の様式	森林法第10条の8 第1項関連様式 (森林経営計画外)	森林法第15条関連 様式 (森林経営計画内)	森林法第34条の3 第1項 (保安林内)
届出の時期	伐採の90～30日 前	伐採後30日以内	伐採の90～20日 前
届出先	市農林水産課	市農林水産課	西部農林水産振興 センター (浜田合庁)

Q 間伐材を出荷し、地域通貨券をもらうと収入になりますか？

A 収入となりますので、申告の対象となります。

所有する山林から出荷した場合は山林所得、他人の所有する山林から出荷した場合は雑所得となります。詳しくは益田税務署にご相談ください。